

須坂市建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

平成 25 年 5 月 28 日
(最終改定 令和 7 年 4 月 1 日)

建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを、当面の間、以下のとおりとする。

第 1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

この取扱いについては、建設業法第 26 条第 3 項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることをかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各建設工事を同一の専任の技術者が管理できることとするかは、発注者が適切に判断する。

また、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる点について留意する。

第 2 同一の専任の技術者が管理することができる建設工事

1 主任技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

(1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

(2) 工事現場の相互の間隔が 10 k m 程度の近接した場所であること。

(3) 同一の建設業者が施工する場合であること。

(4) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則 2 件までとする。

2 監理技術者

次の条件を全て満たす工事とする。

(1) 市発注工事の間で認める。ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該機関の長が兼任を認めた場合は、この限りではない。

(2) 兼務する工事現場が、いずれも須坂市内であること。

(3) 工事現場毎に専任の監理技術者補佐を置くこと。

(4) 兼務できる工事現場数は 2 件までとする。

ただし、(建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規程の適用を受ける) 下記の要件のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。

ア 技術的難易度が高い工事等、発注担当部局長が特に兼務できないものと認めるとき

イ 24 時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき

ウ 発注担当部局長が特に兼務できないものと認めるとき

第3 技術者の兼務に関する手続き等

1 技術者兼務届の提出が必要な場合

請負代金額が4,500万円（建築一式工事である場合は9,000万円）以上の市発注工事の技術者が他の工事と兼務する場合

2 技術者兼務届の提出時期

- (1) 新たに受注した市発注工事において専任を要する技術者が、既に受注している他の工事の技術者と兼務する場合は、新たに受注した市発注工事の契約書提出時に技術者兼務届（様式1。以下「兼務届」という。）を市発注工事の担当部局長に提出する。
- (2) 既に受注している市発注工事において専任を要する技術者が、他の工事の技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結までに兼務届を既に受注している市発注工事の担当部局長に提出する。

第4 適用時期

平成25年6月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

平成26年4月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

平成28年6月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

令和7年4月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。